

議案第 17 号

君津市とかずさ水道広域連合企業団との間における農業集落排水処理施設使用料の徴収等に関する事務の委託に関する規約の制定に関する協議について

君津市とかずさ水道広域連合企業団との間における農業集落排水処理施設使用料の徴収等に関する事務の委託に関する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 1 項の規定により、かずさ水道広域連合企業団と協議するに当たり、同条第 3 項の規定により準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により議会の議決を求める。

平成 31 年 2 月 19 日提出

君津市長 石 井 宏 子

君津市とかずさ水道広域連合企業団との間における農業集落排水処理施設使用料の徴収等に関する事務の委託に関する規約

（趣旨）

第 1 条 この規約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 1 項の規定により、君津市（以下「市」という。）の農業集落排水処理施設使用料（以下「使用料」という。）の徴収等に関する事務をかずさ水道広域連合企業団（以下「広域連合企業団」という。）に委託することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（委託事務の範囲）

第 2 条 市は、君津市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成 14 年君津市条例第 5 号）に基づく使用料の徴収等に関する事務のうち、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を広域連合企業団に委託する。

- (1) 使用の開始、中止等に係る受付に関する事務
- (2) 使用料の調定に係る調査、算定、請求及び収納に関する事務
- (3) 使用料に係る過誤納金の還付に関する事務

(4) 使用料の納付の勧奨に関する事務

(5) 使用料に係る納入証明書の発行に関する事務

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務については、市が管理し、及び執行するものとする。

(1) 広域連合企業団の条例に規定する給水区域の外の区域における事務

(2) 前号に掲げるもののほか、君津市長（以下「市長」という。）とかずさ水道広域連合企業団広域連合企業長（以下「広域連合企業長」という。）との協議により、市が行うこととされた事務

（管理及び執行の方法）

第3条 委託事務の管理及び執行については、君津市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例及び君津市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成14年君津市規則第7号）に定めるもののほか、広域連合企業団の規程等の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、市の負担とする。

2 前項の経費の額並びに支払の時期及び方法は、市長と広域連合企業長が協議して定めるものとする。この場合において、広域連合企業長は、あらかじめ委託事務に要する経費の見積りに関する書類を市長に送付しなければならない。

（収入の帰属）

第5条 委託事務の管理及び執行に伴い広域連合企業団が徴収する使用料の収入は、市に帰属する。

（連絡会議）

第6条 広域連合企業長は、必要と認めるとき又は市長から要請があったときは、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、市長との連絡会議を開くものとする。

（条例等の改正の場合の措置）

第7条 市長及び広域連合企業長は、委託事務の管理及び執行について適用される市及び広域連合企業団それぞれの条例等の全部又は一部を改正しようとする場合は、あらかじめその改正の内容を相手方に通知するものとする。

（委託事務の管理及び執行の細目）

第8条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、市

長と広域連合企業長が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。